

介護老人保健施設入所利用契約書

様（以下、「利用者」という。）と医療法人 啓仁会

介護老人保健施設 三鷹ロイヤルの丘（以下、「当施設」という。）は、事業者が利用者に対して行う介護老人保健施設サービスについて、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

（適用期間）

第2条 本契約は、令和 年 月 日以降から利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を事業者に提出したのち、効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本契約書、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われない限り、同意をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

（身元引受人）

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること

② 弁済をする資力を有すること

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額200万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項

但し書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

（利用者からの解除）

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本契約に基づく入所利用を解除することができます。

2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

（当施設からの解除及び入院又は入所による終了）

第5条 当施設は、利用者及び代理人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ② 事業者において定期的に実施される入所継続判定会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、事業者での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本契約に定める利用料金を1か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず7日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、事業者、事業者の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、威圧的な言動等の各種ハラスメント、誹謗中傷(SNS含む)その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- ⑨ 過度な要求（サービス範囲外の業務命令、繰り返しのクレーム等）
- ⑩ 長時間の拘束や時間外等の無理な対応の強要
- ⑪ その他、職員や他の利用者の尊厳を傷つけると認められる行為

（利用料金）

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、事業者に対し、本契約に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、事業者に対し、当

該合計額をその月の23日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

（記録）

第7条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。（診療録については、5年間保管します。）

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

（身体の拘束等）

第8条 事業者は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長又は施設の医師が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第9条 事業者とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の区市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等

- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- ⑥ 協力医療機関との綿密な連携構築のため、急変時に備え、平時より入所者の病歴等の情報を共有

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第 10 条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 事業者は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第 11 条 サービス提供等により事故が発生した場合、事業者は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当施設は利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第 12 条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、事業者の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、施設長宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）

第 13 条 介護保健施設サービスの提供に伴って事業者の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、事業者は、利用者に対して、損害を賠償するものとしします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、事業者が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、事業者に対して、その損害を賠償するものとしします。

（利用契約に定めのない事項）

第 14 条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と事業者が誠意をもって協議して定めるところとしします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

<事業者名> 医療法人 啓仁会 介護老人保健施設 三鷹ロイヤルの丘

<指定番号> 1353680018

<所在地> 東京都三鷹市新川五丁目6番地24号

<代表者名> 医療法人 啓仁会

理事長 矢吹 甚吾

印

利用者

<住所>

<氏名>

印

連帯保証人

<住所>

<氏名>

印

(続柄)

連帯保証人

<住所>

<氏名>

印

(続柄)

医療法人 啓仁会 介護老人保健施設

三鷹ロイヤルの丘のご案内

(令和7年7月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名称	医療法人 啓仁会 介護老人保健施設 三鷹ロイヤルの丘
所在地	東京都三鷹市新川五丁目6番24号
開設年月日	平成25年4月1日
法人名	医療法人 啓仁会
代表者名	理事長 矢吹 甚吾
電話番号	0422-71-2011
FAX番号	0422-71-2012
介護保険事業者番号	1353680018

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、(介護予防)短期入所療養介護や(介護予防)通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[医療法人 啓仁会 介護老人保健施設 三鷹ロイヤルの丘の運営方針]

- ・当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- ・当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- ・当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係区市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- ・当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- ・サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに

利用者の同意を得て実施するよう努める。

- ・利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(3) 施設の職員体制（人）

職 種	常 勤	非 常 勤	夜 間	業 務 内 容
医 師	1 名	1 名		医学的管理
看 護 職 員	12 名以上		1 名	医学的管理に基づく看護
介 護 職 員	28 名以上		6 名	介護に関する全般
支 援 相 談 員	2 名以上			相談、指導等
理 学 療 法 士 等	2 名以上			リハビリテーション
管 理 栄 養 士	1 名以上			栄養及び食品安全衛生管理
介護支援専門員	2 名以上			施設ケアプランの作成
事 務 職 員	3 名以上			庶務、総務

(4) 入所定員等

入所定員 120名

療養室 ユニット型個室120室（一般室60室、特別室60室）

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として各ユニットの食堂でおとりいただきます。）
朝食 8時00分～
昼食 12時00分～
夕食 18時00分～
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑧ リハビリテーション（機能訓練室及び各療養室にて行います。また、施設での生活全般が生活機能訓練となるよう配慮いたします。）
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑫ 理美容サービス（委託）
- ⑬ 行政手続代行
- ⑭ レクリエーション（季節に応じた行事を計画いたします。）

⑮ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

【協力医療機関】

名 称：医療法人財団慈生会 野村病院

診療科目：内科、外科、整形外科、呼吸器内科、脳神経科、
リハビリテーション科、乳腺外科、緩和ケア内科

所 在 地：東京都三鷹市下連雀8丁目3番6号

電話番号：0422-47-4848

名 称：社会福祉法人康和会 久我山病院

診療科目：内科、循環器内科、呼吸器内科、消化器内科、外科・消化器外科
整形外科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、乳腺科、放射線科
救急診療科、リハビリテーション科

所 在 地：東京都世田谷区北烏山2丁目14番地20

電話番号：03-3309-1111

名 称：医療法人社団東光会 西東京中央病院

診療科目：整形外科、総合診療科、内科/糖尿病内科、腎臓内科/透析科
循環器内科、心臓血管外科、消化器外科、消化器内科
耳鼻咽喉科、泌尿器科、眼科、脳神経外科、皮膚科、麻酔科
リハビリテーション科

所 在 地：東京都西東京市芝久保町2丁目4番19号

電話番号：042-464-1511

名 称：医療法人桃花会 三鷹北病院

診療科目：内科、整形外科

所 在 地：東京都武蔵野市中町2丁目2番地4

電話番号：0422-52-4371

名 称：所澤クリニック

診療科目：内科、神経内科、リハビリテーション科

所 在 地：東京都三鷹市中原3丁目1番地19

電話番号：0422-76-6055

【協力歯科医療機関】

名 称：武蔵野わかば歯科

所 在 地：東京都武蔵野市境南町2-11-22 第一飛翔ビル2階

電話番号：0422-38-4618

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・面会は、午前9時から午後5時までとします
(感染状況等により、時間を変更することもあります)
- ・外出・外泊をする場合は事前に届け出をしてください。
- ・飲酒・喫煙は、原則禁止とします。
- ・火気の手扱いは、禁止します。
- ・設備・備品の利用は、決められた場所で丁寧に利用してください。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、品物によって制限する場合があります。
- ・金銭・貴重品の管理は、利用者が責任をもって管理してください。
- ・外泊時等の施設外での受診は、介護保険制度にて制限されております。
- ・宗教活動は、禁止します。
- ・ペットの持ち込みは、禁止します。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止します。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止します。
- ・運営の都合上不都合が生じた場合や安全が担保出来ない場合、居室を変更させていただきます。

5. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所の事務責任者を充てます。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てます。
- (3) 非常災害用の設備（スプリンクラー、消火器、消火栓等）点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会います。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たります。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上

(うち 1 回は夜間を想定した訓練を行います)

② 利用者を含めた総合避難訓練……………年 1 回以上

③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

6. 要望及び苦情等の相談

(1) 当施設

- ・当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(TEL0422-71-2011 午前 9 時～午後 5 時)
- ・要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、各フロアに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、施設長に直接お申し出いただくこともできます。

(2) 当施設以外

東京都介護保険課介護事業者指導係	03-5320-4593 (代)
東京都国民健康保険団体連合会	03-6238-0011 (代)

7. 当法人の概要

- | | | |
|--------------|--|-------|
| (1) 名称・種別 | 医療法人 啓仁会 | |
| (2) 代表者役職・氏名 | 理事長 矢 吹 甚 吾 | |
| (3) 所在地・電話番号 | 埼玉県所沢市大字久米 532 番地 1
電話：04-2997-5510 | |
| (4) 定款に定めた事業 | 所沢ロイヤル病院 | (所沢市) |
| | 訪問看護ステーション ロイヤル | (所沢市) |
| | 居宅介護支援事業所 ロイヤル | (所沢市) |
| | 所沢ロイヤルの郷 | (所沢市) |
| | ロイヤルこころの里病院 | (所沢市) |
| | 介護老人保健施設 所沢ロイヤルの丘 | (所沢市) |
| | 短期入所生活介護事業所 | (所沢市) |
| | 平成クリニック | (所沢市) |
| | 平成の森・川島病院 | (川島町) |
| | 介護老人保健施設 平成の森 | (川島町) |
| | 訪問看護ステーション 平成の森 | (川島町) |
| | 居宅介護支援事業所 きずな | (川島町) |
| | 川島クリニック | (川島町) |
| | ロイヤルケアホーム川島 | (川島町) |
| | 介護老人保健施設 三鷹ロイヤルの丘 | (三鷹市) |
| | 訪問看護ステーション 三鷹ロイヤル | (三鷹市) |
| | 訪問看護ステーション 三鷹ロイヤル | (三鷹市) |
| | 介護老人保健施設 いとうの杜 | (伊東市) |
| | 介護老人保健施設 いとうの杜 | (伊東市) |
| | 短期入所生活介護事業所 | (伊東市) |

居宅介護支援事業所	いとうの杜	(伊東市)
石巻ロイヤル病院		(石巻市)
訪問看護ステーション	ふかや	(石巻市)
居宅介護支援事業所	ふかや	(石巻市)
立町ロイヤルリハビリセンター		(石巻市)
東松島ロイヤルリハビリセンター		(石巻市)
豊川さくら病院		(豊川市)
介護老人保険施設	たんぽぽ	(豊川市)
訪問看護ステーション	豊川さくら	(豊川市)
居宅介護支援事業所	たんぽぽ	(豊川市)

介護保健施設サービスについて

(令和7年7月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

・医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

・リハビリテーション：

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

・栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

・生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営します。

・安全の保障

当施設では、ご利用者様が安心・安全にご利用いただける環境を提供するため「顔認証システム(カメラ)」を導入しています。離脱(断りのない外出等)防止及び、早期発見による安全な身体保護を目的としています。登録については、施設判断とさせていただきます。

3. 利用料金

(1) 介護保険の一部負担金

①以下は1日あたりの自己負担分です（1割負担の場合）

施設基準が基本型となった場合

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス費	857円	906円	975円	1,034円	1,088円

施設基準が在宅強化型となった場合

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス費	936円	1,017円	1,088円	1,151円	1,207円

施設基準がその他型となった場合

要 介 護 度	要 介 護 1	要 介 護 2	要 介 護 3	要 介 護 4	要 介 護 5
施設サービス費	832 円	881 円	945 円	1,001 円	1,055 円

- ・外泊時費用 387 円：外泊時に上記に代えて算定（1 ヶ月に6日間まで）
- ・外泊時費用（在宅サービスを利用する場合） 855 円：外泊時に上記に代えて算定（1 ヶ月に6日間まで）
- ・夜勤職員配置加算 26 円：夜勤職員を基準に従い配置
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 24 円：厚生労働大臣が定める基準に適合
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 20 円：厚生労働大臣が定める基準に適合
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 7 円：厚生労働大臣が定める基準に適合
- ・在宅復帰在宅療養支援加算（Ⅰ） 37 円：在宅において介護を受けることとなった方の占める割合が一定数を超過していること
- ・在宅復帰在宅療養支援加算（Ⅱ） 55 円：在宅に置いて介護を受けることとなった方の占める割合が一定数を超過していること
- ・再入所時栄養連携加算 214 円：病院からの再入所時に病院の管理栄養士と連携を取った場合
- ・初期加算（Ⅰ） 62 円：入所後30日間算定
- ・初期加算（Ⅱ） 32 円：入所後30日間算定
- ・短期集中リハビリ実施加算 257 円：入所後3ヶ月間、リハビリ実施時
- ・認知症短期集中リハビリ実施加算（Ⅰ） 257 円：認知症の方に短期集中リハを実施時
- ・認知症短期集中リハビリ実施加算（Ⅱ） 129 円：認知症の方に短期集中リハを実施時
- ・若年性認知症入所者受入加算 129 円：若年性認知症の方が入所された場合
- ・認知症行動・心理症状緊急対応加算 214 円：認知症により在宅生活が困難であり、緊急に入所された場合
- ・認知症専門ケア加算（Ⅰ） 4 円：専門的な認知症ケアを行った場合
- ・認知症専門ケア加算（Ⅱ） 5 円：専門的な認知症ケアを行った場合
- ・栄養マネジメント強化加算 12 円：栄養ケアマネジメントを実施した場合
- ・協力医療機関連携加算 107 円：緊急時に入所を受け入れる体制、協力医療機関と連携している場合
- ・療養食加算 7 円：療養食を取られた場合
- ・緊急時治療管理加算 554 円：緊急時に医療行為を行った場合
- ・所定疾患施設療養費（Ⅰ） 256 円：肺炎等の治療を行った場合
- ・所定疾患施設療養費（Ⅱ） 513 円：肺炎等の治療を行った場合
- ・経口移行加算 30 円：経管栄養から経口のための特別な管理を行った場合
- ・ターミナルケア加算（Ⅰ） 77 円：ターミナルケアを計画的に実施（31～45 日）
- ・ターミナルケア加算（Ⅱ） 171 円：ターミナルケアを計画的に実施（4～30 日）
- ・ターミナルケア加算（Ⅲ） 972 円：ターミナルケアを計画的に実施（2～3 日）
- ・ターミナルケア加算（Ⅳ） 2,030 円：ターミナルケアを計画的に実施（死亡日）

②以下は1 回あたりの自己負担分です

- ・安全対策体制加算 22 円：安全対策を実施する体制が整備されている場合
- ・入所前後訪問指導加算（Ⅰ） 481 円：退所を目的とした施設サービス計画作成

等を行った場合

- ・入所前後訪問指導加算（Ⅱ） 513円：退所を目的とした施設サービス計画作成等を行い、生活機能の改善目標を定め、退所後の支援計画を策定した場合
- ・試行的退所時指導加算 428円：試行的退所時に療養上の指導を行った場合
- ・退所時情報提供加算（Ⅰ） 534円：退所後の主治医に対し診療情報提供を行った場合
- ・退所時情報提供加算（Ⅱ） 267円：退所後医療機関に入院し診療情報提供を行った場合
- ・退所時栄養情報連携加算 75円：管理栄養士が退所先の医療機関等に対して情報提供した場合
- ・入退所前連携加算（Ⅰ） 641円：退所後に利用する居宅介護支援事業所と連携を取った場合
- ・入退所前連携加算（Ⅱ） 428円：退所後に利用する居宅介護支援事業所と連携を取った場合
- ・老人訪問看護指示加算 321円：訪問看護ステーションへ指示書を交付した場合
- ・認知症情報提供加算 374円：認知症のおそれがある方に関して専門の医療機関に対し情報提供を行った場合
- ・認知症チームケア推進加算（Ⅰ） 161円：認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施した場合
- ・認知症チームケア推進加算（Ⅱ） 129円：認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施した場合
- ・リハビリマネジメント計画書情報加算（Ⅰ） 57円：リハビリ実施計画の情報を厚生労働省に提出した場合
- ・リハビリマネジメント計画書情報加算（Ⅱ） 36円：リハビリ実施計画の情報を厚生労働省に提出した場合
- ・かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ） 107円：かかりつけ医に情報提供を行った場合
- ・かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ） 257円：服薬情報等を厚生労働省に提出した場合
- ・かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ） 107円：退所時に内服薬の種類が入所時と比べ減少している場合
- ・地域連携診療計画情報提供加算 321円：地域連携診療計画管理料を算定して医療機関を退院した方の診療情報を医療機関に提供した場合

③以下は1ヶ月あたりの自己負担分です

- ・口腔衛生管理加算（Ⅰ） 97円：歯科医等の指示に従い口腔ケア管理体制を整備
- ・口腔衛生管理加算（Ⅱ） 118円：歯科医などの指示に従い口腔ケア管理体制を整備
- ・排せつ支援加算（Ⅰ） 11円：排泄に介助を要する方の支援計画を作成した場合
- ・排せつ支援加算（Ⅱ） 17円：排泄に介助を要する方の支援計画を作成した場合
- ・排せつ支援加算（Ⅲ） 22円：排泄に介助を要する方の支援計画を作成した場合
- ・自立支援推進加算 321円：自立支援に係る支援計画を作成し実施している場合
- ・科学的介護推進体制加算（Ⅰ） 43円：入所者の心身の状態等基本的な情報を厚生労働省に提出した場合
- ・科学的介護推進体制加算（Ⅱ） 65円：入所者の心身の状態など基本的な情報を

厚生労働省に提出した場合

- ・高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) 11 円：協力医療機関等との間で感染症の発生時等の対応の取り決めを行った場合
- ・高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 6 円：協力医療機関等との間で感染症の発生時等の対応の取り決めを行った場合
- ・新興感染症等施設療養費 257 円：新興感染症の発生時等感染者の診療等を行う協定締結医療機関と連携した場合
- ・生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 107 円：生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を行った場合
- ・生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 11 円：生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を行った場合
- ・褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) 4 円：褥瘡管理を実施した場合
- ・褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) 1 4 円：褥瘡管理を実施した場合
- ・リハビリマネジメント計画書情報加算 3 6 円：リハビリ実施計画の情報を厚生労働省に提出した場合
- ・経口維持加算(Ⅰ) 4 2 8 円：継続経口摂取のための特別な管理を行った場合
- ・経口維持加算(Ⅱ) 1 0 7 円：継続経口摂取のための特別な管理を行った場合
- ＊介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 7 5 / 1 0 0 0：請求金額に加算されます。

(2) その他の料金(1 日あたり)

区 分	第 1 段 階	第 2 段 階	第 3 段 階①	第3段階②	第 4 段 階
居 住 費	820 円	820 円	1,310 円	1,360 円	2,900 円
食 費	300 円	390 円	650 円	650 円	2,400 円

- ・日用品費 1 0 0 円：日用生活用品の費用(全ての日用品を提供)
- ・教養娯楽費セット 2 0 0 円：レクリエーション等の費用(全てに参加)
- ・教養娯楽費 実費：レクリエーション等の費用
- ・特別室料 6,0 5 0 円：利用者が選択する特別室に入所の場合(税込)
- ・洗濯代(水洗い) 5 0 0 円：業者委託。1 ネット(横約 40 cm×縦約 60 cm)あたりの料金となります(税別)
- ・洗濯代(ドライ)別紙料金案内：業者委託。洗濯品別の料金となります(税別)
※1 ネットの大きさは、横約 50 cm×縦約 90 cmとなります
- ・電気代 5 5 円/日：一般室ご利用者でテレビ、パソコンをお持ち込みの方のみ
- 余暇活動支援同行(買い物や自宅の用事にて外出する際に職員が同行するサービス)
- ・職員 1 名同行につき 3,000 円/H
- ・車両送迎を含めた職員 1 名同行につき 5,500 円/H
- ・外泊(17 時～翌 9 時)を伴う同行 1 名につき 33,000 円/回
- 文書料
- ・証明書・申請書(入所証明書等)：2,200 円/1 部
- ・他施設への情報提供書：3,300 円/1 部
- ・一般的な診断書、意見書(ご家族からのご希望等)：5,500 円/1 部
- ・死亡診断書：6,600 円/1 部
- ・特殊な診断書、意見書(保険会社等)：11,000 円/1 部

- ・（医療費控除等に必要な）請求書や領収書の再発行：220 円／1 部

（3）支払い方法

- ・毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の23日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込、口座振替の3方法があります。入所契約時にお選びください。

令和 年 月 日

介護老人保健施設入所にあたり、利用者に対して契約書及び本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者

〈所在地〉 東京都三鷹市新川五丁目6番24号

〈名称〉 医療法人 啓仁会 介護老人保健施設 三鷹ロイヤルの丘

〈説明者氏名〉

⑨

個人情報利用目的

(令和7年7月1日現在)

医療法人 啓仁会 介護老人保健施設 三鷹ロイヤルの丘では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

1. 利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

(1) 介護老人保健施設内部での利用目的

- ① 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ・入退所等の管理(入所時に顔写真を撮影させていただきます)
 - ・会計・経理
 - ・事故等の報告
 - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上
- ④「顔認証システム(カメラ)」の顔登録
登録対象者となった方の情報管理について、退所等、情報管理が不要(離設の危険性がないと判断した場合)になった際に削除致します。

(2) 他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ・検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ・家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

2. 上記以外の利用目的】

(1) 当施設の内部での利用に係る利用目的

- ① 当施設の管理運営業務のうち
 - ・医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・当施設において行われる学生の実習への協力
 - ・当施設において行われる事例研究

(2) 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ① 当施設の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設入所利用同意書

医療法人 啓 仁 会
理事長 矢 吹 甚 吾 殿

医療法人 啓仁会 介護老人保健施設 三鷹ロイヤルの丘を入所利用するに当たり、
介護老人保健施設入所利用契約書及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内
容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

- ☐ 一般室への入所
- ☐ 特別室への入所 (特別室料 1日税込6,050円)
- ☐ 教養娯楽活動への参加 (実費)
- ☐ 教養娯楽活動への参加 (セット契約 1日200円)
- ☐ 日用生活品の利用 (日用生活品費 1日100円)
- ☐ 電気代 (テレビ、パソコン持ち込みの方 1日55円)

令和 年 月 日

【利用者】

住 所

氏 名 印

【利用者の身元引受人】

住 所

氏 名 印

(続柄)

【本契約第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

ふりがな	
氏 名	(続柄)
住 所	〒
電話番号	自宅： 携帯：

【本契約第10条3項緊急時及び第11条3項事故発生時の連絡先】

ふりがな	
氏 名	(続柄)
住 所	〒
電話番号	自宅： 携帯：

ふりがな	
氏 名	(続柄)
住 所	〒
電話番号	自宅： 携帯：